

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成17年
6月3日
(金曜日)

目次

告示

結核予防法の規定に基づく医療機関の指定(健康増進課)……………一

土地改良区定款変更の認可(農村整備課)……………二

土地改良事業施行の認可(農村整備課)……………二

漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(漁政課)……………二

漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(漁政課)……………二

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………三

訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課)……………三

訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課)……………三

訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課)……………三

通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課)……………三

福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定(高齢保健福祉課)……………四

指定居宅介護支援事業者の指定(高齢保健福祉課)……………四

訪問介護に係る指定居宅サービス事業の廃止(高齢保健福祉課)……………四

訪問看護に係る指定居宅サービス事業の廃止(高齢保健福祉課)……………五

指定居宅介護支援事業の廃止(高齢保健福祉課)……………五

土地改良区役員届出(農村整備課)……………五

土地改良事業計画変更の協議に係る決定(農村整備課)……………六

開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………六

雑報

平成十七年度宅地建物取引主任者資格試験を実施する旨の通知……………七

山口県告示第三百四十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年六月三日

名 称 所 在 地 山口県知事 二井 関 成

山口県済生会下関総合病院	下関市安岡町八丁目五番一号
えさき内科クリニック	山口市吉敷三九六六の一
なりしげ循環器内科	大字矢原一八一の三
三の宮ふくだクリニック	三の宮一丁目二番三七号
萩市見島診療所宇津分室	萩市見島一八一九の三
松原医院	大字須佐四四四五の一
医療法人社団澤内科消化器科クリニック	防府市中央町九番六号
医療法人社団みやもとクリニック	下松市大字河内二七五八の一
腸科	柳井市南町七丁目二番三号
中島医院	山陽小野田市日の出三丁目一五番一二号
しらさわ内科クリニック	北竜王町一〇番一〇号
ハートクリニック新山口	吉敷郡小郡町大字下郷一七二六
松隈歯科医院	萩市大字土原三四五の九
阿知須歯科	吉敷郡阿知須町四八三九の二
あすなる薬局	下関市小月茶屋二丁目一番四五号
みさき薬局	吉見本町一丁目一番五号
カトウ薬局	山口市道祖町六番一三三三
ひまわり薬局	金古曾町三番七号
バイオ薬局吉敷店	大字吉敷三九七四の三
えびす薬局	防府市八王子一丁目七番四号
わかば薬局	長門市東深川一八五七の六
さつき薬局	山陽小野田市北竜王町一〇番八号

山口県告示第三百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十七年六月三日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称 認可年月日
玖珂郡周東町千束土地改良区 平成一七、五、二七

山口県告示第三百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成十七年六月三日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称 施行地区 事業の種類 認可年月日
玖珂郡周東町千束土地改良区 周東中部（千束南）地区 農道の整備 平成一七、五、二七

山口県告示第三百四十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第一百二十二条第一項の規定による同意に関する告示（平成十三年山口県告示第三百八十二号）に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成十七年五月二十一日限り消滅した。

平成十七年六月三日

山口県知事 二井 関 成

白木加入区

山口県告示第三百四十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため、次ののとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

平成十七年六月三日

山口県知事 二井 関 成

一 届出事項

加入区 住 居 所 氏 名

漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

萩市西部加入区	萩市大字山田五二四七の三	蠣屋 幾蔵	山口はぎ漁業協同組合
萩市中部加入区	大字椿東六四〇六	井上 捷彦	山口はぎ漁業協同組合
萩市東部加入区	大井二七九四	青野 利春	山口はぎ漁業協同組合
阿武町加入区	阿武郡阿武町大字奈古二七三六の二	秋丸 龜吉	山口はぎ漁業協同組合
田万川町加入区	萩市大字江崎一七六の三〇	古谷 嘉国	山口はぎ漁業協同組合
	八四八	小林 正人	山口はぎ漁業協同組合
		米原 章	山口はぎ漁業協同組合
		水津 克紀	山口はぎ漁業協同組合
		仕立 克美	山口はぎ漁業協同組合
		上浜 明弘	山口はぎ漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

加入区	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
萩市西部加入区	平成十七年六月三日から同月十七日まで	山口はぎ漁業協同組合
萩市中部加入区	"	"
萩市東部加入区	"	"
阿武町加入区	"	"
田万川町加入区	"	"



(三〇八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十七年七月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十七年六月三日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十七年五月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 ひまわりの会

代 表 者 の 氏 名 金子 満雄

主たる事務所の所在地 宇部市大字西岐波一〇四三番地の二

三 定款に記載された目的

消費者に対して、借入れ、返済及びヤマシ金融問題に関する相談に応じる事業を行い、もって消費者の保護に寄与すること。

(三〇九) 訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年六月三日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 名 称	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所 名 称	所在地	指定年月日
有限会社育英	宇部市大字東須恵一九四三の三	ヘルパースター ショーンすずらん	宇部市大字東須恵一九四三の三	平成一七、五、一

有限会社愛の里	防府市大字佐野 一二五の一	有限会社愛の里	防府市大字佐野 一二五の一	"
特定非営利活動法人モモ	玖珂郡玖珂町五〇四一の一	モモのヘルパーさん	玖珂郡玖珂町五〇四一の一	"

(三一〇) 訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年六月三日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 名 称	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所 名 称	所在地	指定年月日
株式会社ニチイ 学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	アイリスケアセンター下松	下松市大字末武 下四三八の二	平成一七、五、一

(三一) 訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年六月三日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所 名 称	所在地	指定年月日
医療法人人生山会	長門市東深川一三四	医療法人人生山会 老人保健施設が づら苑	長門市俵山四九 一〇の一	平成一七、五、一

(三二) 通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年六月三日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 名称 主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所 名称 所在地	指定年月日
有限会社ムーブ 下関市阿弥陀寺町二番一八号	日和山デイサービスセンター 下関市丸山町三丁目一三番一三	平成一七、五、一
株式会社シダー 北九州市小倉北区大島一丁目七番一九号	あおぞらの里下関幡生デイサービスセンター 彦島本町二番五号	"
医療法人社団松涛会 下関市横野町三丁目一六番三五号	本村いるかデイサービス 彦島本町三丁目六番七号	"
有限会社あんのメディカル 山口市大字吉敷三〇四一の三	ハートハウス湯田温泉 山口市湯田温泉三丁目六番一四号	"
有限会社渡辺薬局 岩国市今津町四丁目三番二号	有限会社渡辺薬局在宅ケアサービス 岩国市麻里布町二丁目一番九号	"
社会福祉法人清風会 長門市三隅中三九三の一	清風ボラリスデイサービスセンター 長門市三隅中三二六	"
社会福祉法人長門市社会福祉協議会 " 東深川一三二一の一	長門市油谷デイサービスセンター 名八〇三	"
有限会社ふた葉 周南市大字上村一二四〇の五	デイサービスふた葉 周南市大字上村一二四〇の五	"
社会福祉法人むべの里 宇部市大字東須恵三二〇の一	むべの里デイサービスセンター住吉 山陽小野田市住吉本町二丁目五番一二号	"

(三二三) 福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十七年六月三日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 名称 主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所 名称 所在地	指定年月日
有限会社笠井工務店 宇部市居能町三丁目八番八号	有限会社笠井工務店介護・建築のお店良身館 宇部市明神町三丁目一番一号	平成一七、五、一
常盤薬品株式会社 " 大字妻崎開作八六〇の一	常盤薬品株式会社下松介護サービスセンター 下松市瑞穂町二丁目一三番一八号	"

(三二四) 指定居宅介護支援事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をしました。

平成十七年六月三日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅介護支援事業者 名称 主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所 名称 所在地	指定年月日
医療法人英知会 山口市桜島二丁目六番八号	指定居宅介護支援事業所あおぞら 山口市桜島二丁目六番八号	平成一七、五、一
社会福祉法人聖光会 岩国市横山三丁目四番七号	錦寿苑居宅介護支援事業所 岩国市横山三丁目四番七号	"
医療法人村重医院 山陽小野田市須恵一丁目一二番一〇号	あおぞら・厚狭居宅介護支援事業所 山陽小野田市大字厚狭一二の五	"
社会福祉法人むべの里 宇部市大字東須恵三二〇の一	むべの里居宅介護支援事業所住吉 吉本町二丁目五番一二号	"

(三二五) 訪問介護に係る指定居宅サービス事業の廃止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり訪問介護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出がありました。

平成十七年六月三日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 名称 主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を廃止した 事業所 名称 所在地	廃止年月日
株式会社クリスタル介護センター 東京都中野区弥生町五丁目二〇番七号	クリスタル介護岩国サービスセンター 岩国市元町三丁目一番六号	平成一七、一

(三一六) 訪問看護に係る指定居宅サービス事業の廃止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり訪問看護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出がありました。

平成十七年六月三日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を廃止した 事業所 名称 所在地	廃止年月日
医療法人社団うのしま医院 宇部市浜町二丁目一番一五号 光市中央六丁目一番一号	のぞみ訪問看護ステーション 宇部市浜町二丁目一番一五号 光市訪問看護ステーションあおぞら 光市大字岩田二四七七	平成一七、四、三〇 三、三一

(三一七) 指定居宅介護支援事業の廃止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出がありました。

平成十七年六月三日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅介護支援事業者 名称 主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を廃止した 事業所 名称 所在地	廃止年月日
医療法人社団うのしま医院 宇部市浜町二丁目一番一五号	医療法人社団うのしま医院 宇部市浜町二丁目一番一五号	平成一七、四、三〇

光市
光市中央六丁目
一番一号
光市訪問看護ステーションあおぞら
光市大字岩田二四七七
三、三一

(三一八) 土地改良区の役員の名簿及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名簿及び住所の届出がありました。

平成十七年六月三日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区 名称	役員 氏名	住所
宇部市上小野土地改良区	理事 中村 良夫	宇部市大字小野三七〇一
"	監事 井上 征紀	三三二七
"	"	三五五六
"	光永 猛	三七六八の三
"	末廣 晴夫	三八二四の二
"	松永 秀治	三八六八
"	村岡 成人	八二二一
"	石川 勝美	二〇九五
"	金子 龍彦	二二八九
"	志賀 研治	二二六四
"	石井 良治	二四七八
"	金子 昇	一九〇五
"	井上 洋昭	二二九九
"	志賀 高雄	二二一一
"	金子 栄	大字榎小野一三五五
"	五十部敏夫	三二七の三
"	藤永 榮	二二八五
"	原田 哲成	四七六
"	原田 真一	一四四
"	山尾 虎睦	一三九九
"	田中 義幸	

宇部市上小野土地改良区	土地改良区の名	理事の別	氏 名	住 所
宇部市上小野土地改良区	宇部市上小野土地改良区	理事	中村 良夫	宇部市大字小野三七〇一
退任した役員		監事	近藤 正己	大字小野三七〇八
		監事	古谷 孝之	大字小野三七〇八
		監事	岩本 静太	大字小野一四九五
		監事	山田 一夫	大字小野一四四五
		監事	井上 鎮白	三六六〇
		監事	光永 猛	三五六六
		監事	末廣 晴夫	三七六八の三
		監事	三吉 孝之	八〇〇四
		監事	井上 征紀	三三二七
		監事	茂上 優弘	三八七九の一
		監事	金子 龍彦	二〇九五
		監事	志賀 研治	二二八九
		監事	石井 良治	二一六四
		監事	金子 昇	二四七八
		監事	井上 洋昭	一九〇五
		監事	志賀 高雄	二二九九
		監事	金子 栄	二二一一
		監事	五十部敏夫	大字小野一三五五
		監事	藤永 榮	三二七の三
		監事	原田 哲成	一一八五
		監事	原田 真一	四七六
		監事	山尾 虎睦	一四四
		監事	田中 義幸	一一九九
		監事	近藤 正己	三三四
		監事	山本 實	大字小野三六四九の一
		監事	岩本 静太	二三九五の一
		監事	山田 一夫	大字小野一四五五

(三一九) 市町村が行う土地改良事業の計画の変更の協議に係る決定
 次の市町村が行う土地改良事業の計画の変更の協議は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八十一条の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八十一条の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十七年六月三日

山口県知事 二井 関成

一 事業の内容

市町村名 施行地区

秋穂町

立岩地区

事業の種類
ため池の整備

二 縦覧の期間

平成十七年六月六日から同月二十七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(三二〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十七年六月三日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字末武上字信常及び字宮田

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

周南市鐘楼町三番一号

三和土地建物株式会社



平成十七年度宅地建物取引主任者資格試験を実施する旨の通知

財団法人不動産適正取引推進機構理事長から、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第十六条第一項に規定する宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する旨の通知がありました。

平成十七年六月三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 試験の日時
平成十七年十月十六日（日曜日）午後一時（法第十六条第三項の規定により試験の一部が免除される者にあつては、午後一時十分）から午後三時まで
- 二 試験の場所
受験申込書の受付の際に指定する。
- 三 受験資格
年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。
- 四 受験申込書の提出方法
受験申込書は、郵便（簡易書留又は配達記録郵便によるものに限る。）により、吉敷郡小郡町黄金町五番一六号社団法人山口県宅地建物取引業協会本部に提出すること。
- 五 受験申込書の受付期間
平成十七年七月一日（金曜日）から同月二十九日（金曜日）まで（同日までの消印があるものに限る。）
- 六 インターネットを利用する方法による受験の申込み
(一) インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができる。
(二) 受験の申込みの受付期間及び受付時間
平成十七年七月一日（金曜日）午前九時三十分から同月十四日（木曜日）午後九時五十九分まで
- 七 受験手数料
七千円
- 八 その他
(一) 試験案内及び受験申込書の配布は、平成十七年七月一日（金曜日）から同月二十

九日（金曜日）までの間に山口県土木建築部住宅課及び各土木事務所並びに社団法人山口県宅地建物取引業協会本部及び各支部において行う。

(二) この試験についての問合せは、社団法人山口県宅地建物取引業協会（電話〇八三一九七三―七一一一）にすること。

平成十七年六月三日印刷
平成十七年六月三日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）